



自動車税環境性能割

この税金は、自動車(軽自動車を除く)の取得時に課される税金です。

※令和元年10月1日から、自動車取得税が廃止され環境性能割が導入されました。

納める人

「山形」・「庄内」ナンバーの自動車(軽自動車を除く)を取得した人。

ただし、割賦販売(ローン)契約等で購入し所有権が売主(ディーラー等)にある場合は、買主(使用者)が取得者とみなされます。

納める額

- ・ 自家用自動車 取得価額×0~3%
- ・ 営業用自動車 取得価額×0~2%

免税

取得価額が50万円以下の場合には課税されません。

申告と納税

自動車の登録をするときに申告し、納めます。

減免

次の場合、申請により、自動車税環境性能割が減免される場合があります。

- ・ 災害により滅失又は損壊した自動車の代替自動車を災害の日から1年以内における取得
 - ・ 公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車の取得
 - ・ 日本赤十字社の血液事業の用に供する自動車の取得
 - ・ 身体障がい者等が取得した自動車
 - ・ 構造上身体障がい者等の利用に供するためのものと認められる自動車の取得
 - ・ 専ら身体障がい者が運転するための構造変更がなされた営業用自動車の取得
- ※詳しい要件や申請に必要な書類等については、

村山総合支庁課税課漆山駐在(電話：023-686-5990)

庄内総合支庁税務課押切駐在(電話：0235-66-4144)にお問い合わせください。

市町村への交付

県に納められた自動車税環境性能割額の40.85%が、県内市町村に対し、市町村道の延長及び面積に応じて交付されます。

減免制度があるのね。
覚えておきましょう。



【豆知識⑪】 自動車税環境性能割の税率について

自動車税環境性能割の税率は、自動車の燃費性能に応じて、自家用の登録車は0～3%、営業用の登録車は0～2%です。

環境性能割の税率(乗用車の例)

燃費性能等	税率			
	R6. 1. 1～R7. 3. 31		R7. 4. 1～R8. 3. 31	
	自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車等	非課税	非課税	非課税	非課税
★★★★ かつ R12 年度基準 95%達成 かつ R2 年度燃費基準達成			1%	0.5%
★★★★ かつ R12 年度基準 90%達成 かつ R2 年度燃費基準達成				
★★★★ かつ R12 年度基準 85%達成 かつ R2 年度燃費基準達成			2%	1%
★★★★ かつ R12 年度基準 80%達成 かつ R2 年度燃費基準達成				
★★★★ かつ R12 年度基準 75%達成 かつ R2 年度燃費基準達成				
★★★★ かつ R12 年度基準 70%達成 かつ R2 年度燃費基準達成			3%	2%
★★★★ かつ R12 年度基準 65%達成 かつ R2 年度燃費基準達成				
上記以外 又は R2 年度基準未達成車	3%	2%	3%	2%

※★★★★：H30 年排出ガス規制から NOx50%低減達成車又は H17 年排出ガス規制から NOx75%低減達成車(以下同じ)